

案内

マイナンバーカード コールセンター開設

申請や更新方法などの疑問にお答えするため、コールセンターを開設します。

- ▶ 開設日 / 6月1日(月)
- ▶ 受付時間 / 午前8時30分～午後8時(年中無休)
- ▶ 問合せ / マイナンバーカードコールセンター(☎47-7183)へ

マイナンバーカード交付・申請の 休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- ▶ とき / 【休日窓口】 6月14日(日) 午前9時～正午
【夜間窓口】 6月16日(火)・18日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ ところ / 窓口サービス課
- ▶ 内容 / マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など
- ▶ 問合せ / マイナンバーカードコールセンター(☎47-7183)へ

経営所得安定対策の 交付申請を受け付け

農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で対象作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

令和8年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配付を行いました。それ以外で申請を希望される人は6月30日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課(☎47-8628)へ。



水路の転落事故にご注意を！

6～10月は、水路などの水量が増えます。次の4点に注意してください。①水路に一人で行かない ②水路で遊ばない ③夜間は水路と道路の境が見えにくい ④スマホを見ながら歩かない

詳しくは、管理課(☎47-8526)へ。

6月7日から13日までは 「危険物安全週間」

6月7日から13日までは、危険物安全週間です。

今年度の推進標語は「つかみ取れ！ めざす無事故の頂を」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課(☎87-1512)へ。

6月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

地域・家庭・学校・職場でシートベルト・チャイルドシートの正しい使用方法を確認し、着用を徹底しましょう。

また、交通事故発生時の被害を軽減させるため、自動車に乗車するときは、後部座席に座る人も必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認しましょう。

詳しくは、危機管理課(☎47-7385)へ。

相談支援専門員の育成を支援 研修費用を補助

地域の相談支援体制の充実をはかるため、市内在住・在勤(予定)者を対象に、研修費用を市が補助します。

- ▶ 補助対象 / 岐阜県が実施する「相談支援従事者初任者研修」「相談支援従事者現任研修」のほか、資質の向上に必要な研修などの費用
- ▶ 補助金額 / 上限1万円
- ▶ 問合せ / 障がい福祉課(☎47-7298)へ

ごみの屋外焼却は やめましょう

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外でごみを焼却すると、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境政策課(☎47-8563)へ。

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書送付のお知らせ

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書を、6月5日(予定)に発送します。

内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

また、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先からお受け取りください。

- 問合せ 【納税通知書・その他】 課税課・市民税グループ(☎47-8179)
- 【納付(延滞金)】 債権管理課(☎47-8729)

市心身障害者医療費助成 医療費受給者証の更新について

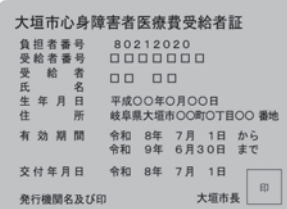
身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人を対象とした市心身障害者医療費助成制度の受給者証(負担者番号が80212020のもの)が新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、6月下旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、返信用封筒をご利用ください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。個人情報情報が分からないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。



対象者

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人で、本人、扶養義務者が市民税非課税の人

年金引き落とし 口座振替 いずれかを選択してください 国民健康保険料の納付方法

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

なお、現在、「世帯主の年金からの引き落としの世帯」と、「口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯」は、これまでどおりの納付方法です。

詳しくは、国保医療課・国民健康保険グループ(☎47-8132)へ。

▶ 現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

▶ 保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

- 【持ち物】 ①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印
- ③マイナ保険証または資格確認書 ④納付書